資 料 7

中日本航空専門学校

提供資料

整備士および製造技術者の養成・確保に関する課題と検討要望事項

【現状・課題と要望事項】

1. 職業専門実践課程の認定について

次年度、文部科学省「職業専門実践課程」の認定について申請を行うため、全科を対象にその 認定基準に求められる体制づくりを行っている。

* 文部科学省告示第133号「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する 規程」の当該課程の認定条件は、航空法施行規則第50条の4「航空従事者の養成施設の指 定の基準」を十分に満足しており、文部科学省の当該認定を受けるにあたり、指定航従事者 養成施設の認定を受けている課程については、無条件にて認定を受けられるよう両省庁間の 調整と支援を要望いたします。

2. 整備の基本技術課程(航空機の基本技術技能資格)の制定について

航空整備士資格は、基本技術と実機に関する知見と技術ついて試験が実施され当該整備資格が与えられるわけで、基本技術のみの単独の資格は存在しない。ある限られた課程において基本技術の単独課程は認められるものの、これも限られた施設で、期限付きでの一部免除にとどまるのみである。

- * 整備士の実地試験時に完全免除となる資格制度(整備の基本課程)の制定の検討を要望します。当該資格制度が認められることにより次の効果が期待されます。
 - ア. 専門学校等の一般教育機関において整備の基本技術の単独課程が開設できれば、短期間に おいて養成が可能であり有益な人材を多く排出できる。
 - 基本技術の教育訓練が困難な航空会社において整備士の実地試験受験時に当該課程修了した者に対し基本技術の科目が免除となれば、整備士の養成、確保に対して有効である。
 - イ. 社会人(一定の航空機整備経歴保有者)に対し当該課程を開設できれば、短期の養成が可能であり、企業での整備士の養成に貢献できる。

3. 技能審査員の確保と認定について

- ① 専門学校 ピストン経験者の技能審査員候補者の確保が非常に困難な状況にある。
 - * 技能審査員の人材バンクや整備士技能認定協会(仮称)からの審査員派遣の仕組みづくりについて、検討を要望します。学校が単独で技能審査員を確保する問題なくなり、かつ技能審査員の審査内容の平準化も期待できる。
- ② 国空乗第129号に基づく一等航空運航整備士課程での運航会社における実機に係る技能審査員は複数校の兼務であり、その認定は学校毎に認定試験を受けることになっており審査員の業務上の負担となっている。
 - * 複数校の一運整技能審査員を兼務する者に対する二校目以降の更新認定試験の免除について検討を要望いたします。